

労務 ROAD

■中小事業主でも入れる労災保険について

労災保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

本来、労災保険の対象は、「従業員」が対象になりますが、一部の事業主様も対象になります。それが、特別加入制度です。

今回は Q&A 方式で労災保険の特別加入制度についてご説明します。

Q1.なぜ事業主でも加入できるの？

特に中小企業の場合、「労働者とは扱われない方々」の中には、労働者と同様の業務に従事しており、業務の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護されるべき方々があります。そこでこのような方々に対しても、労災保険制度本来の建前を損なわない範囲で特別に任意加入を認めている為です。

Q2.特別加入できる条件は？

以下の①・②を満たす中小事業主等が特別加入制度の対象です。

- ① 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主
- ② 下記の表に定める数の労働者を常時使用する事業主および家族従事者等

業種	労働者数
金融・保険・不動産・小売	50 人以下
卸売・サービス	100 人以下
上記以外	300 人以下



Q3.年間保険料はどのくらい？

年間保険料は、保険料算定基礎額（**給付基礎日額**×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。

Q4.給付基礎日額って何？

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。具体的な金額は 3,500 円～25,000 円の範囲となります。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなりますので、その点に留意し、適正な額を申請してください。

Q5.補償の範囲は？

業務災害：就業中の災害であって、特別加入の承認を受けた事業のために行為する場合等 ※一定の要件あり。事業主としての業務中の災害については補償されません。

通勤災害：一般労働者の場合と同様、通勤中の災害

Q6.給付内容は？

療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等の所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

弊社でも、事務組合「葛城経営研究会」への加入のご案内が可能です。
詳しい内容のご説明や、ご加入を検討される事業主様はぜひご連絡ください。

【厚生労働省「特別加入制度のしおり」より】

VOL.783
(2201-3)



〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

昨年入社して生活リズムが変わり 4 キロほど太ってしまったので、夏から体をしぼる生活を心がけています。アプリを使って食べたものや消費したカロリーを記録したり、筋力アップのためにできるだけ階段を使って毎日 20 階分ほど上り下りしています。

ささやかな楽しみは、大豆ミートのから揚げとナゲットや豆乳アイスをチートデーに食べることです！

(波田)

1 月 労務スケジュール

- ・ 年末調整還付
(1 月還付の場合)
- ・ 賞与支払届の届出